

[平成27年4月1日から]

滋賀県行政手続条例が改正されました!!

滋賀県行政手続条例とは？

- ①申請に対する処分（例：営業の許可などの申請に対して許可する・しないという処分）の手続
- ②不利益処分（例：許可を取り消したり一定期間の営業停止を命じたりする処分）の手続
- ③行政指導（例：事業者に対する業務の改善指導や改善勧告）の手続
- ④届出（例：事業内容の変更届）の手続

に関して守るべき共通のルールを定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、県民の権利利益の保護に資することを目的として制定されているものです。

この条例が平成27年3月に改正され、県民の権利利益の更なる充実を図る観点から、「処分等の求め」や「行政指導の中止等の求め」などの仕組みが設けられ、平成27年4月から新たなルールとしてスタートしました。

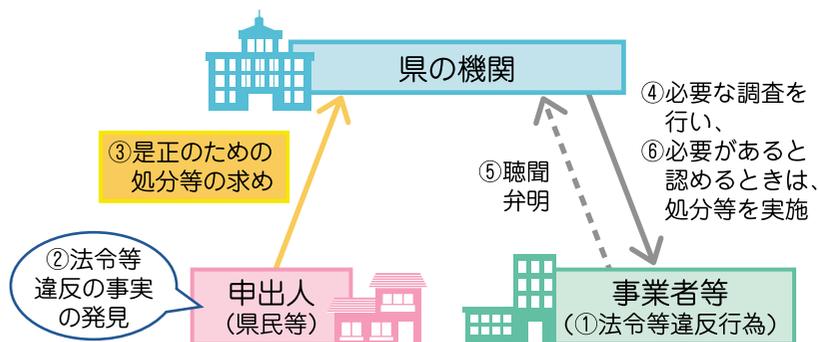
条例の改正によってこんなことが変わります！

処分等の求め

誰でも、法令等に違反する事実を発見した場合に、県の機関に対し、それを是正するための処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。（※））や行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）を求めることができる仕組みを設けました。

申出を受けた県の機関は、必要な調査を行った結果、必要があると認めるときは、その処分または行政指導を行うこととなります。

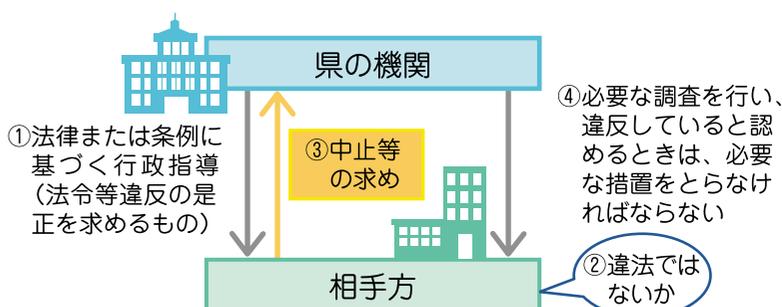
※法律等に根拠が置かれている処分については、行政手続法で同様の制度が設けられています。



行政指導の中止等の求め

県の機関から法令等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）を受けた相手方が、その行政指導が法律または条例に違反していると考えられる場合には、行政指導の中止などを求める申出をすることができる仕組みを設けました。

申出を受けた県の機関は、必要な調査を行った結果、その行政指導が法律または条例に違反している場合には、行政指導の中止などの措置を講じることとなります。



行政指導の方式の改正

県の機関が事業者等に対して行政指導を行う際に、行政指導に従わなければ許可を取り消す、申請が不許可になる、などと示す場合には、その許可の取消し等について、根拠となる法令の条項や理由等を併せて示さなければなりません。

改正内容Q&A

Q1

どのような場合に「処分等の求め」をすることができますか。

A1

具体的な法令等違反の事実を発見し、その法令等違反の是正のために必要な処分や行政指導がされていないと考える場合に、県の機関がその処分や行政指導を行うことを求めることができます。なお、求めることのできる行政指導は法律または条例に基づき行われるものに限ります。

Q2

「処分等の求め」をする者に制限はありますか。また、具体的にどのような手続が必要ですか。

A2

制限はありません。誰からでも申し出ることができます。また、申出に当たっては、申出人の氏名・住所や法令等違反の内容、求める処分や行政指導の根拠となる法令の条項、その処分や行政指導が必要と考える理由などを記載した申出書を県の機関に提出する必要があります。申出書の書式は問いませんが、申出書の記載事項は県の機関による調査の前提となるものですので、なぜその処分や行政指導が必要かを合理的な根拠をもって具体的に申出書に記載する必要があります。

Q3

「処分等の求め」や「行政指導の中止等の求め」は、具体的にどこに対して申出をすればよいですか。

A3

「処分等の求め」は、求める処分や行政指導を行う権限を有する県の機関に対して行います。「行政指導の中止等の求め」は、当該行政指導をした県の機関に対して行います。どこに申出をすればよいかわからないときは、県にお問い合わせください。

Q4

行政指導に従わなければ許可を取り消すと言われましたが、許可の取消しの内容を書面で示してもらうことはできますか。

A4

これまで、行政指導が口頭でされた場合に、行政指導の趣旨や内容等を書面で示すよう求めることができました。さらに、今回の改正により、行政指導の際に、許認可等に関する権限を行使可能であることが示された場合に、その権限の根拠条項等についても書面で示すように求めることができるようになりました。

ただし、行政上特別の支障がある場合や、その場で完了する行為を求める場合などは対象外です。

このリーフレットや滋賀県行政手続条例の考え方などに関するお問い合わせ

滋賀県総務部総務課法制訟務係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL : 077-528-3118 FAX : 077-528-4811

E-mail : ba0003@pref.shiga.lg.jp